

令03原機(大安)039

令和3年7月7日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉敏雄(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

## 別 紙

### 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設等保安規定の変更

この保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。  
なお、変更の内容等の詳細については、別添に示す。

#### 1. 変更の内容

- (1) 核燃料物質使用変更許可申請書の変更に伴い、以下の①～③について記載の見直しを行う。
  - ①照射試験を行わないため記載の見直しを行う。
  - ②核燃料物質及びキャップセル等の管理に係る記載の見直しを行う。
  - ③核燃料物質使用変更許可申請書との整合を図る。
- (2) 大洗研究所に設置されている J M T R キャップセル等審査委員会に係る記載について削除を行う。
- (3) 記載の適正化に係る変更
  - ①第 5 編 J M T R の管理における条項番号の変更に伴う見直しを行う。
  - ②その他記載の適正化を行う。

#### 2. 変更の理由

- (1) 令和 3 年 5 月 26 日（原規規発第 2105261 号）をもって許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書との整合を図るため。
- (2) J M T R 原子炉施設の廃止措置計画が認可されたことから、J M T R 使用施設で照射するキャップセル等の安全性等についての審議を行わなくなったため。
- (3) 記載の適正化を図るため。

#### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所（北地区）  
核燃料物質使用施設等保安規定  
新旧対照表

令和3年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
目次	目次	
第1編 総則 第1章～第7章 (省略) (別表) (別図)	第1編 総則 第1章～第7章 (変更なし) (別表) (別図)	
第2編 放射線管理 第1章～第4章 (省略) (別表) (別図) (別記様式)	第2編 放射線管理 第1章～第4章 (変更なし) (別表) (別図) (別記様式)	
第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章～第3章 (省略) (別表)	第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章～第3章 (変更なし) (別表)	
第4編 廃棄物移送設備の管理 第1章～第5章 (省略) (別表)	第4編 廃棄物移送設備の管理 第1章～第5章 (変更なし) (別表)	
第5編 J M T R の管理 第1章 通則 (第1条～第6条) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (第7条) 第2節 使用上の条件 (第8条～第11条) 第3節 作業上の確認 (第12条～第15条)	第5編 J M T R の管理 第1章 通則 (第1条～第6条) 第2章 使用の管理 (削る) 第1節 使用上の条件 (第7条～第9条) 第2節 作業上の確認 (第10条～第11条)	照射試験を行わないため削除 番号の見直し (以下同じ。)
第3章 保守管理 (第16条～第19条)	第3章 保守管理 (第12条～第21条)	
第4章 核燃料物質の管理 (第20条～第22条)	第4章 核燃料物質の管理 (第22条～第25条) (削る)	
第5章 キャブセル等の管理 (第23条～第27条)	第5章 異常時の措置 第1節 警報が作動した場合の措置 (第26条～第27条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第28条) (削る) 第3節 地震又は火災時の措置 (第29条)	照射試験を行わないため削除
第6章 異常時の措置 第1節 警報が作動した場合の措置 (第28条～第29条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第30条) 第3節 キャブセル等の異常を認めた場合の措置 (第31条) 第4節 地震又は火災時の措置 (第31条の2)	第6章 放射線管理 (第30条～第32条) (別表) (別図)	照射試験を行わないため削除
第7章 放射線管理 (第32条～第34条) (別表) (別図)	第6編 ホットラボの管理 第1章～第6章 (変更なし) (別表) (別図)	
第6編 ホットラボの管理 第1章～第6章 (省略) (別表) (別図)	第7編 燃料研究棟の管理 第1章～第6章 (変更なし) (別表) (別図)	
第7編 燃料研究棟の管理 第1章～第6章 (省略) (別表) (別図)	第8編 H T T R の管理 第1章～第6章 (変更なし) (別表) (別図)	
第8編 H T T R の管理 第1章～第6章 (省略) (別表) (別図)	附則	
附則		

## 第1編 總則

変更前	変更後	備考
<p><b>第1編 総則</b>  <b>第1章 通則</b>  <b>第1条～第2条（省略）</b></p> <p><b>(定義)</b></p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいい、別表第2に掲げる者とする。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、使用施設等の管理区域を管理する課長をいい別表第3に掲げる者とする。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「放射線管理」とは、使用施設等に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(10) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付隨する作業をいう。</p> <p>(11) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付隨する作業をいう。</p> <p>(13) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(14) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生した固体状の核燃料物質等で保管廃棄施設に保管する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(16) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第4に掲げる事態をいう。</p> <p>(17) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(18) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(19) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(20) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(21) 「事業者検査」とは、法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。）及び法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号ニに基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「定期事業者検査」という。）をいう。</p> <p>(22) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「使用施設等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p>	<p><b>第1編 総則</b>  <b>第1章 通則</b>  <b>第1条～第2条（変更なし）</b></p> <p><b>(定義)</b></p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいい、別表第2に掲げる者とする。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、使用施設等の管理区域を管理する課長をいい別表第3に掲げる者とする。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付隨する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「放射線管理」とは、使用施設等に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(10) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付隨する作業をいう。</p> <p>(11) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付隨する作業をいう。</p> <p>(13) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(14) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生した固体状の核燃料物質等で保管廃棄施設に保管する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(16) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第4に掲げる事態をいう。</p> <p>(17) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(18) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(19) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(20) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(21) 「事業者検査」とは、法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。）及び法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号ニに基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「定期事業者検査」という。）をいう。</p> <p>(22) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「使用施設等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p>	

変更前	変更後	備考
(23) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、使用施設等ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。 (24) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、使用施設等ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 使用施設等の設計及び工事に関する事項 ③ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する事項 ④ 使用施設等の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項 ⑤ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際にに行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項 ⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項 ⑧ 使用施設等の施設管理に係る記録に関する事項 (25) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項並びに使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。 (26) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。 (27) 「キャップセル」とは、キャップセル照射装置の照射試料を組み込んだ容器をいう。 (28) 「OSF-1 キャップセル」とは、インパイループ OSF-1 照射装置（以下「OSF-1 照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3 出力制御型沸騰水キャップセル照射装置（以下「BOCA 照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。 (29) 「ラビット」とは、水力ラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。 (30) 「キャップセル等」とは、キャップセル、OSF-1 キャップセル及びラビットをいう。	(23) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、使用施設等ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。 (24) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、使用施設等ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 使用施設等の設計及び工事に関する事項 ③ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する事項 ④ 使用施設等の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項 ⑤ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際にに行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項 ⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項 ⑧ 使用施設等の施設管理に係る記録に関する事項 (25) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項並びに使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。 (26) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>	照射試験を行わないため削除
第4条～第4条の2 (省略)	第4条～第4条の2 (変更なし)	
第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 第5条 (省略)  (職務) 第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、第13条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。 (5) 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。 (6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。 (7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。 (8) 原子力施設検査室長は、第12条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。 (9) 高速炉サイクル研究開発センター長（以下「高速炉センター長」という。）は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。	第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 第5条 (変更なし)  (職務) 第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、第13条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。 (5) 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。 (6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。 (7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。 (8) 原子力施設検査室長は、第12条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。 (9) 高速炉サイクル研究開発センター長（以下「高速炉センター長」という。）は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。	

変更前	変更後	備考
<p>(10) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(11) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(12) 保安管理部長は、次号から第16号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第32条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(13) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(16) 核物質管理課長は、使用施設等に係る周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 放射線管理部長は、次号及び第19号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(18) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(19) 放射線管理第2課長は、使用施設等の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第4欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(20) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(21) 調達課長は、大洗研究所における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(22) 燃料材料開発部長は、施設管理統括者として次号及び第24号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(23) 燃料技術開発課長は、燃料材料開発部長が行う統括に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(24) 燃料研究施設保全部長は、施設管理者として燃料研究棟本体施設の使用並びに保守及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者として核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第31号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(26) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJ M T R キャブセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術課長は、J M T R に係る核燃料物質及びキャブセル等の所在管理に関する業務、キャブセル等の設計、製作に関する業務、核燃料管理者として照射設備により照射する未照射核燃料物質の管理及び使用済核燃料物質の貯蔵に係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子炉課長は、施設管理者としてJ M T R 本体施設（照射課長が所掌する設備等を除く。）の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJ M T R の中性子束測定用の核燃料物質の管理に関する業務及びキャブセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(29) 照射課長は、キャブセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者としてJ M T R 本体施設のうち照射設備の運転及び保守並びに照射準備室の使用に関する業務、核燃料管理者として照射設備により照射した照射済核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) ホットラボ課長は、施設管理者としてホットラボ本体施設の使用及び保守並びに特定施設の運転及び保守に関する業務、核燃料管理者としてホットラボに係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p>	<p>(10) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(11) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(12) 保安管理部長は、次号から第16号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第32条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(13) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(16) 核物質管理課長は、使用施設等に係る周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 放射線管理部長は、次号及び第19号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(18) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(19) 放射線管理第2課長は、使用施設等の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第4欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(20) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(21) 調達課長は、大洗研究所における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(22) 燃料材料開発部長は、施設管理統括者として次号及び第24号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(23) 燃料技術開発課長は、燃料材料開発部長が行う統括に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(24) 燃料研究施設保全部長は、施設管理者として燃料研究棟本体施設の使用並びに保守及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者として核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第31号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(26) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術課長は、J M T R に係る核燃料物質の所在管理に関する業務、核燃料管理者として照射していない核燃料物質（J M T R の中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）及び照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子炉課長は、施設管理者としてJ M T R 本体施設（照射準備室を除く。）の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJ M T R の中性子束測定用の核分裂計数管の管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 照射課長は、施設管理者として照射準備室の使用に関する業務、核燃料管理者として照射した核燃料物質（J M T R の中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) ホットラボ課長は、施設管理者としてホットラボ本体施設の使用及び保守並びに特定施設の運転及び保守に関する業務、核燃料管理者としてホットラボに係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p>	<p>キャブセル等の安全性等についての審議を行わなくなつたため変更 照射試験を行わないため変更 核燃料物質使用変更許可申請書（以下「使用変更許可申請書」という。）との整合を図るために変更 照射試験を行わないため変更 使用変更許可申請書との整合を図るために変更 照射試験を行わないため変更 使用変更許可申請書との整合を図るために変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(31) 廃止措置準備室長は、J M T R 及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。</p> <p>(32) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第35号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(33) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(34) HTTR技術課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、新燃料組立検査室及び貯蔵棚の使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの使用に関する業務を行う。</p> <p>(35) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、使用済燃料検査室(I)、燃料交換機メンテナンスピット及び照射物貯蔵ピットの使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの保守、核燃料物質取扱設備の使用及び保守、第8編別表第6に掲げる放射線測定機器及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTRの中性子束測定用核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(37) 廃棄物管理課長は、施設管理者として廃棄物移送設備の運転及び保守並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものとの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>3 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>4 第2項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p>	<p>(31) 廃止措置準備室長は、J M T R 及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。</p> <p>(32) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第35号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(33) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(34) HTTR技術課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、新燃料組立検査室及び貯蔵棚の使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの使用に関する業務を行う。</p> <p>(35) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、使用済燃料検査室(I)、燃料交換機メンテナンスピット及び照射物貯蔵ピットの使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの保守、核燃料物質取扱設備の使用及び保守、第8編別表第6に掲げる放射線測定機器及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTRの中性子束測定用核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(37) 廃棄物管理課長は、施設管理者として廃棄物移送設備の運転及び保守並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものとの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>3 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>4 第2項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p>	
<p>第2節 核燃料取扱主務者</p> <p>第6条（省略）</p> <p>（核燃料取扱主務者の職務）</p> <p>第6条の2 核燃料取扱主務者は、使用施設等に関する保安の監督を誠実に行うことの任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第35条の保安に関する業務報告を確認する。</p> <p>(5) 第34条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(7) 使用施設等安全審査委員会及びJ M T R キャブセル等審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(8) 所長が定める使用施設等に関する保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p>	<p>第2節 核燃料取扱主務者</p> <p>第6条（変更なし）</p> <p>（核燃料取扱主務者の職務）</p> <p>第6条の2 核燃料取扱主務者は、使用施設等に関する保安の監督を誠実に行うことの任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第35条の保安に関する業務報告を確認する。</p> <p>(5) 第34条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(7) 使用施設等安全審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(8) 所長が定める使用施設等に関する保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p>	キャブセル等の安全性等についての審議を行わなくなったため変更
<p>第6条の3（省略）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～第7条の2（省略）</p> <p>（使用施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第8条 使用施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(2) 使用施設等の運転及び保守に関する保安上重要な事項</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関する保安上重要な事項</p> <p>(4) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p> <p>(5) 使用施設等の設置及び変更の許可に関する事項</p> <p><u>(6) J M T R キャブセル等設計基準及びJ M T R キャブセル等検査基準の改定及び廃止に関する事項</u></p> <p>(7) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 使用施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p>	<p>第6条の3（変更なし）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～第7条の2（変更なし）</p> <p>（使用施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第8条 使用施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(2) 使用施設等の運転及び保守に関する保安上重要な事項</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関する保安上重要な事項</p> <p>(4) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p> <p>(5) 使用施設等の設置及び変更の許可に関する事項</p> <p><u>(6) その他、所長が諮問する事項</u></p> <p>2 使用施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p>	照射試験を行わないため削除 号番号の見直し

変更前	変更後	備考																																														
<p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第9条～第10条 (省略)</p> <p>(J MTR キャプセル等審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第11条 所長は、大洗研究所に J MTR キャプセル等審査委員会を設置する。</p> <p>2 J MTR キャプセル等審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名したものがある。</p> <p>3 J MTR キャプセル等審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>(J MTR キャプセル等審査委員会の審議事項)</p> <p>第12条 J MTR キャプセル等審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) キャプセル等の炉心配置の安全性</p> <p>(2) キャプセル等の安全性</p> <p>2 J MTR キャプセル等審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第12条の2～第35条 (省略)</p>	<p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第9条～第10条 (変更なし)</p> <p>第11条 削除</p> <p>第12条 削除</p> <p>第12条の2～第35条 (変更なし)</p>	<p>キャプセル等の安全性等についての審議を行わなくなったため変更</p> <p>キャプセル等の安全性等についての審議を行わなくなったため変更</p>																																														
別表第1 対象使用施設等 (第2条、第5条の2関係)	別表第1 対象使用施設等 (第2条、第5条の2関係)																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> <th>第4欄</th> <th>第5欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用施設等</td> <td>施設区分</td> <td>廃棄物移送 設備</td> <td>放射線管理施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体施設</td> <td>特定施設</td> <td>屋内管理用放 射線管理設備</td> <td>屋外管理用放 射線管理設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>J MTR</p> <p>(1) 使用施設      ① 原子炉建家      ② 居室実験室建家  <u>(7) X線装置室</u>      ④ ホット実験室      ② 放射線管理室      ③ 照射準備室建家      ④ 使用設備  <u>(7) 照射設備(キャプセル運搬台車、切断装置及びハンドリングツールを含む。)</u>      ④ 放射線管理設備のうちプロセスモニタ      ⑨ その他の使用設備</p> <p>(2) 貯蔵施設      (3) 液体廃棄施設      ① 第1排水系貯槽      ② 第2排水系貯槽      ③ 第3排水系貯槽      ④ 第4排水系貯槽</p>	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	使用施設等	施設区分	廃棄物移送 設備	放射線管理施設		本体施設	特定施設	屋内管理用放 射線管理設備	屋外管理用放 射線管理設備		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> <th>第4欄</th> <th>第5欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用施設等</td> <td>施設区分</td> <td>廃棄物移送 設備</td> <td>放射線管理施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体施設</td> <td>特定施設</td> <td>屋内管理用放 射線管理設備</td> <td>屋外管理用放 射線管理設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>J MTR</p> <p>(1) 使用施設      ① 原子炉建家      ② 居室実験室建家  <u>(削る)</u>      ④ ホット実験室      ② 放射線管理室      ③ 照射準備室建家      ④ 使用設備  <u>(削る)</u></p> <p>(1) 放射線管理設備のうちプロセスモニタ      ④ その他の使用設備(ハンドリングツールを含む。)</p> <p>(2) 貯蔵施設      (3) 液体廃棄施設      ① 第1排水系貯槽      ② 第2排水系貯槽      ③ 第3排水系貯槽      ④ 第4排水系貯槽</p>	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	使用施設等	施設区分	廃棄物移送 設備	放射線管理施設		本体施設	特定施設	屋内管理用放 射線管理設備	屋外管理用放 射線管理設備		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> <th>第4欄</th> <th>第5欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用施設等</td> <td>施設区分</td> <td>廃棄物移送 設備</td> <td>放射線管理施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体施設</td> <td>特定施設</td> <td>屋内管理用放 射線管理設備</td> <td>屋外管理用放 射線管理設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>J MTR</p> <p>(1) 使用施設      ① 機械室建家      ② 使用設備      (7) 電源設備      (4) 消火設備      (2) 気体廃棄施設      (3) 液体廃棄施設      ① タンクヤード      ② ホット機械室</p> <p>(1) 廃液輸送管      (2) 廃液移送容器      (1) 放射線測定機器</p> <p>第5編別表第1.3及び別表第1.3に掲げる放射線測定機器</p> <p>第1.4に掲げる放射線測定機器</p>	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	使用施設等	施設区分	廃棄物移送 設備	放射線管理施設		本体施設	特定施設	屋内管理用放 射線管理設備	屋外管理用放 射線管理設備		<p>番号の変更</p> <p>使用変更許可申請書との整合を図るために削除 記載の適正化</p> <p>照射試験を行わないため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>使用変更許可申請書との整合を図るために移動</p>
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄																																												
使用施設等	施設区分	廃棄物移送 設備	放射線管理施設																																													
本体施設	特定施設	屋内管理用放 射線管理設備	屋外管理用放 射線管理設備																																													
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄																																												
使用施設等	施設区分	廃棄物移送 設備	放射線管理施設																																													
本体施設	特定施設	屋内管理用放 射線管理設備	屋外管理用放 射線管理設備																																													
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄																																												
使用施設等	施設区分	廃棄物移送 設備	放射線管理施設																																													
本体施設	特定施設	屋内管理用放 射線管理設備	屋外管理用放 射線管理設備																																													

変更前					変更後					備考
ホットラボ	(1) コンクリート№1～8セル (2) 顕微鏡鉛№1～4セル (3) №3カナル (4) ホットモックアップ室 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 液体廃棄設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 空気圧縮設備		第6編別表第14及び別表第15に掲げる放射線測定機器	ホットラボ	(1) コンクリート№1～8セル (2) 顕微鏡鉛№1～4セル (3) №3カナル (4) ホットモックアップ室 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 液体廃棄設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 空気圧縮設備	第6編別表第14及び別表第15に掲げる放射線測定機器		
燃料研究棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 核燃料貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	(1) 廃液輸送管	第7編別表第10及び別表第11に掲げる放射線測定機器	燃料研究棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 核燃料貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 廃液輸送管	第7編別表第10及び別表第11に掲げる放射線測定機器		
H T T R	(1) 新燃料組立検査室 (2) 使用済燃料検査室（I） (3) 燃料交換機メンテナンスピット (4) 貯蔵施設 ① 貯蔵棚 ② 貯蔵セル ③ 貯蔵プール ④ 照射物貯蔵ピット (5) 核燃料物質取扱設備 (6) その他特定施設以外の設備	(1) 電気施設 (非常用電源設備) (2) 廃棄施設 ① 気体廃棄物の廃棄施設 ② 液体廃棄物の廃棄設備 ③ 原子炉建家換気空調設備 ④ 非常用空気淨化設備		第8編別表第8及び別表第9に掲げる放射線測定機器	H T T R	(1) 新燃料組立検査室 (2) 使用済燃料検査室（I） (3) 燃料交換機メンテナンスピット (4) 貯蔵施設 ① 貯蔵棚 ② 貯蔵セル ③ 貯蔵プール ④ 照射物貯蔵ピット (5) 核燃料物質取扱設備 (6) その他特定施設以外の設備	(1) 電気施設 (非常用電源設備) (2) 廃棄施設 ① 気体廃棄物の廃棄施設 ② 液体廃棄物の廃棄設備 ③ 原子炉建家換気空調設備 ④ 非常用空気淨化設備	第8編別表第8及び別表第9に掲げる放射線測定機器		
廃液輸送管は、J M T Rについてタンクヤードから廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「J M T R系統」という。）、燃料研究棟については液体廃棄設備から廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「燃料研究棟系統」という。）をいう。J M T Rの廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車といい、H T T Rの廃液運搬にも使用する。										
別表第2 施設管理者一覧（第3条関係）										
施設名	施設区分	施設管理者			施設名	施設区分	施設管理者			
(1) J M T R	照射準備室建家	照射課長			(1) J M T R	照射準備室建家  (削る)	照射課長			照射試験を行わないため削除
	照射設備					廃棄物移送設備	廃棄物管理課長			
	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長				放射線管理施設	放射線管理第2課長			
	放射線管理施設	放射線管理第2課長				(削る)				
	X線装置室	原子炉課長				ホット実験室	原子炉課長			
	ホット実験室					その他上記以外の本体施設及び特定施設				
	その他上記以外の本体施設及び特定施設				(2) ホットラボ	本体施設及び特定施設	ホットラボ課長			使用変更許可申請書との整合を図るため削除
(2) ホットラボ	本体施設及び特定施設	ホットラボ課長				放射線管理施設	放射線管理第2課長			
	放射線管理施設	放射線管理第2課長			(3) 燃料研究棟	本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課			
(3) 燃料研究棟	本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課				廃棄物移送設備	廃棄物管理課長			
	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長				放射線管理施設	放射線管理第2課長			
	放射線管理施設	放射線管理第2課長			(4) H T T R	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）	H T T R運転管理課			
(4) H T T R	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）	H T T R運転管理課				新燃料組立検査室	H T T R技術課長			
	新燃料組立検査室	H T T R技術課長				放射線管理施設	放射線管理第2課長			
	放射線管理施設	放射線管理第2課長								

変更前					変更後					備考
別表第3 管理区域管理者一覧（第3条関係）					別表第3 管理区域管理者一覧（第3条関係）					
施設名	管理区域区分	管理区域管理者			施設名	管理区域区分	管理区域管理者			
(1) J M T R	照射制御室 照射準備室 放射線管理室 ホット実験室 X線装置室 測定室 燃料管理室 J M T R炉室その他上記以外の区域	照射課長 放射線管理第2課長 原子炉課長			(1) J M T R	照射制御室 照射準備室 放射線管理室 ホット実験室 (削る) 測定室 燃料管理室 J M T R炉室その他上記以外の区域	照射課長 放射線管理第2課長 原子炉課長			使用変更許可申請書との整合を図るために削除
(2) ホットラボ		ホットラボ課長			(2) ホットラボ		ホットラボ課長			
(3) 燃料研究棟		燃料研究施設保全課			(3) 燃料研究棟		燃料研究施設保全課			
(4) H T T R	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。） 新燃料組立検査室	H T T R運転管理課 H T T R技術課長			(4) H T T R	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。） 新燃料組立検査室	H T T R運転管理課 H T T R技術課長			
別表第4～別表第10 保安訓練（省略）										
別表第11 (1) 核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係） 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録										
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (i) 使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第 <u>18</u> 条の <u>2</u> 、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (i) 使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第 <u>20</u> 条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
(ii) 核燃料使用規則第2条の11の7 第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第2編第31条の5、第4編第7条の5、第5編第16条の5、第6編第12条の5、第7編第13条の5、第8編第14条の4)	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ii) 核燃料使用規則第2条の11の7 第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第2編第31条の5、第4編第7条の5、第5編第16条、第6編第12条の5、第7編第13条の5、第8編第14条の4)	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
(iii) 核燃料使用規則第2条の11の7 第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第2編第31条の2、第31条の3、第31条の4、第31条の6、第4編第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の6、第5編第 <u>16</u> 条の <u>2</u> 、第 <u>16</u> 条の <u>3</u> 、第 <u>16</u> 条の <u>4</u> 、第 <u>16</u> 条の <u>6</u> 、第6編第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の6、第7編第13条の2、第13条の3、第13条の4、第13条の6、第8編第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の3)	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(iii) 核燃料使用規則第2条の11の7 第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第2編第31条の2、第31条の3、第31条の4、第31条の6、第4編第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の6、第5編第 <u>13</u> 条、第 <u>14</u> 条、第 <u>15</u> 条、第 <u>17</u> 条、第6編第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の6、第7編第13条の2、第13条の3、第13条の4、第13条の6、第8編第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の5)	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前					変更後					備考
2. 放射線管理記録					2. 放射線管理記録					
(イ) 使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第2編第18条)	毎日作業中1回 放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	(イ) 使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第2編第18条)	毎日作業中1回 放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第3編第6条、第8条)	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水をする場合は連続して） 放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第3編第6条、第8条)	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水をする場合は連続して） 放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第2編第18条、第30条)	毎週1回 管理区域にあっては放射線管理第2課長周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	管理区域にあっては放射線管理第2課長周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	管理区域にあっては放射線管理第2課長周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第2編第18条、第30条)	毎週1回 管理区域にあっては放射線管理第2課長周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	管理区域にあっては放射線管理第2課長周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	管理区域にあっては放射線管理第2課長周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	5年間	
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第2編第26条)	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第2編第26条)	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第2編第26条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 (左欄に掲げる当該1年間以降に限る。) 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第2編第26条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 (左欄に掲げる当該1年間以降に限る。) 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第2編第22条、第23条、第24条)	その都度 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第2編第22条、第23条、第24条)	その都度 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第2編第9条、第26条)	その者が当該業務に就く時 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第2編第9条、第26条)	その者が当該業務に就く時 環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

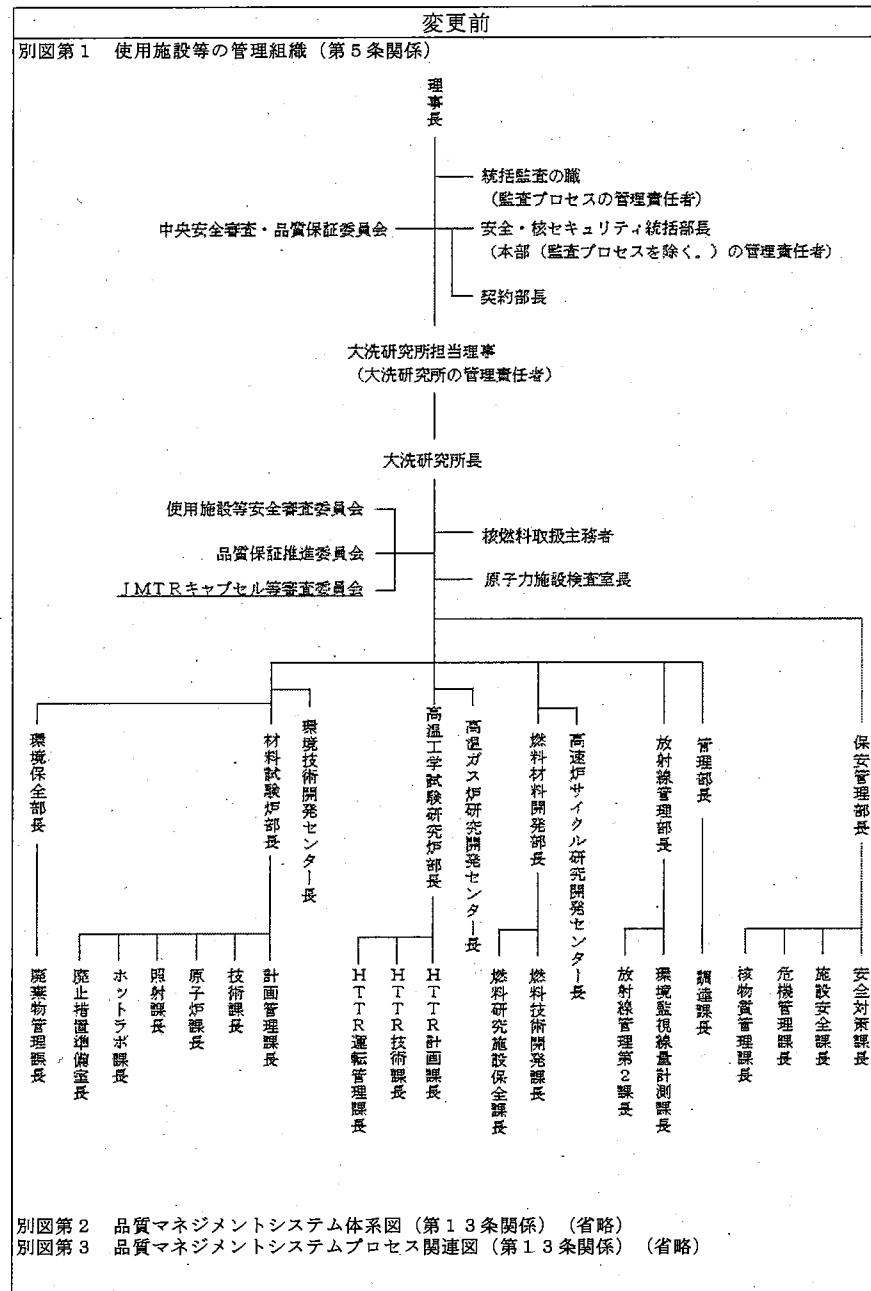
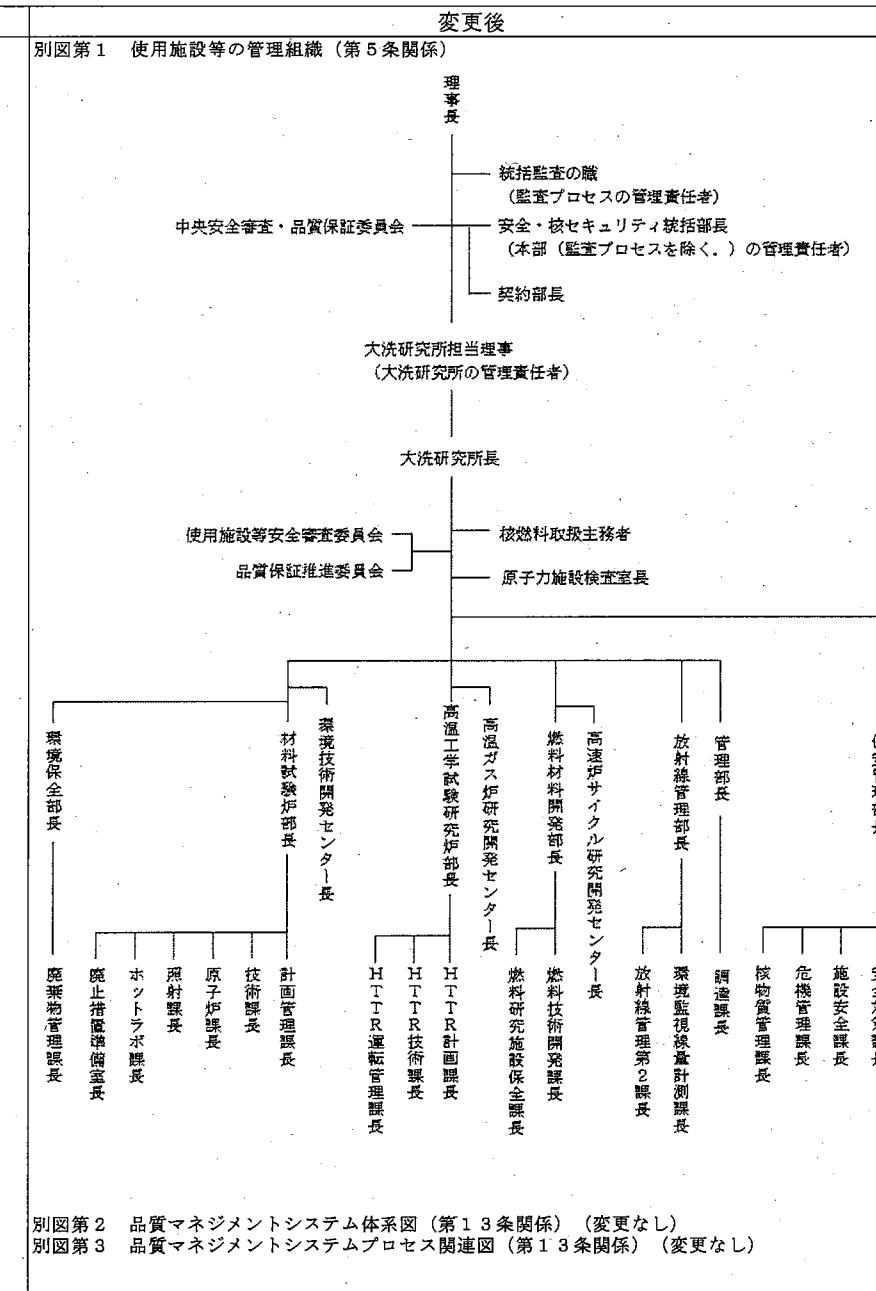
変更前					変更後					備考
(f)周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬した日時及び経路 (第3編第2条)	運搬の都度	核燃料物質にあっては核燃料管理者核燃料物質によって汚染されたものにあっては課長	核燃料物質にあっては核燃料管理者核燃料物質によって汚染されたものにあっては課長	渡すまでの期間 1年間	(f)周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬した日時及び経路 (第3編第2条)	運搬の都度	核燃料物質にあっては核燃料管理者核燃料物質によって汚染されたものにあっては課長	核燃料物質にあっては核燃料管理者核燃料物質によって汚染されたものにあっては課長	渡すまでの期間 1年間	
(i)廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (注1) (第3編第11条の3)	廃棄の都度	課長又は管理区域管理者 (注2)	課長又は管理区域管理者 (注2)	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	(i)廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (注1) (第3編第11条の3)	廃棄の都度	課長又は管理区域管理者 (注2)	課長又は管理区域管理者 (注2)	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	
(k)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法 (注1) (第3編第11条の3)	封入又は固型化の都度	課長又は管理区域管理者 (注2)	課長又は管理区域管理者 (注2)	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	(k)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法 (注1) (第3編第11条の3)	封入又は固型化の都度	課長又は管理区域管理者 (注2)	課長又は管理区域管理者 (注2)	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	
3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (l)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあっては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間	3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (l)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあっては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間	
(m)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(m)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
(n)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第2編第33条、第5編第8条、第17条、第34条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(n)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第2編第33条、第5編第8条、第17条、第34条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
(o)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(o)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
4. 使用施設等の事故記録 (i)事故等の発生及び復旧の日時（第1編第34条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	4. 使用施設等の事故記録 (i)事故等の発生及び復旧の日時（第1編第34条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	
(ii)事故等の状況及び事故に際して探った処置（第1編第34条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	(ii)事故等の状況及び事故に際して探った処置（第1編第34条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前					変更後					備考
(a)事故等の原因 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	(a)事故等の原因 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	
(b)事故等の後の処置 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	(b)事故等の後の処置 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6 第8項の確認を受けるまでの期間	
5. 保安教育の記録 (i)保安教育の実施計画 (第1編第22条) (ii)保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第1編第22条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	5. 保安教育の記録 (i)保安教育の実施計画 (第1編第22条) (ii)保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第1編第22条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） (第1編第13条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） (第1編第13条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	
7. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法第57条の5 第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	—	—	法第57条の5 第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	7. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法第57条の5 第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	—	—	法第57条の5 第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。 注2：第3編第11条の3の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者 注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。										
注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。 注2：第3編第11条の3の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者 注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。										

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前					変更後					備考
別表第11(2) その他の記録（第33条関係）					別表第11(2) その他の記録（第33条関係）					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 委員会に関する記録 (イ) 使用施設等安全審査委員会の審議 案件名及び出席者名 (ロ) J M T R キャプセル等審査委員会の審査 案件名及び出席者名	開催の都度  開催の都度	保安管理部長  計画管理課長	保安管理部長  計画管理課長	3年間  3年間	1. 委員会に関する記録 (イ) 使用施設等安全審査委員会の審議 案件名及び出席者名 (削る)	開催の都度  (削る)	保安管理部長  (削る)	保安管理部長  (削る)	3年間  (削る)	キャプセル等の安全性等についての審議を行わなくなったため変更
2. 下部規則等の記録 (イ) 所長が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期 (ロ) 施設管理統括者が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度  その都度	所長  施設管理統括者	所長  施設管理統括者	規則等の存続する間  規則等の存続する間	2. 下部規則等の記録 (イ) 所長が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期 (ロ) 施設管理統括者が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度  その都度	所長  施設管理統括者	所長  施設管理統括者	規則等の存続する間  規則等の存続する間	

変更前	変更後	備考
<b>別図第1 使用施設等の管理組織（第5条関係）</b>	<b>別図第1 使用施設等の管理組織（第5条関係）</b>	
		
別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第13条関係）（省略）	別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第13条関係）（変更なし）	
別図第3 品質マネジメントシステムプロセス関連図（第13条関係）（省略）	別図第3 品質マネジメントシステムプロセス関連図（第13条関係）（変更なし）	キャップセル等の安全性等についての審議を行わなくなったため変更

## 第2編 放射線管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等</p> <p>第1条～第31条 (省略)</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理</p> <p>第31条の2～第31条の6 (省略)</p> <p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第32条 放射線管理第2課長は、第5編第33条、第6編第23条、第7編第24条及び第8編第24条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、別表第1～3に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第33条～第35条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第1～3 (省略)</p> <p>別図第1 (その1)～別図第2 (省略)</p> <p>別記様式第1～別記様式第3 (省略)</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等</p> <p>第1条～第31条 (変更なし)</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理</p> <p>第31条の2～第31条の6 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第32条 放射線管理第2課長は、第5編第31条、第6編第23条、第7編第24条及び第8編第24条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、別表第1～3に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第33条～第35条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第1～3 (変更なし)</p> <p>別図第1 (その1)～別図第2 (変更なし)</p> <p>別記様式第1～別記様式第3 (変更なし)</p>	条番号の変更

### 第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文(下線部分は変更部分)

変更前	変更後	備考
第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1条～第15条 (省略) 別表第1～別表第10 (省略)	第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1条～第15条 (変更なし) 別表第1～別表第10 (変更なし)	

## 第4編 廃棄物移送設備の管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第4編 廃棄物移送設備の管理 第1条～第14条 (省略) 別表第1～別表第2 (省略)	第4編 廃棄物移送設備の管理 第1条～第14条 (変更なし) 別表第1～別表第2 (変更なし)	

## 第5編 J M T R の管理

変更前	変更後	備考
<p>第5編 J M T R の管理</p> <p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「未照射核燃料物質」とは、<u>照射施設において照射しようとする核燃料物質、J M T R原子炉施設において中性子束の測定に使用しようとする核燃料物質及び使用済核燃料物質として貯蔵する核燃料物質</u>をいう。</p> <p>(2) 「照射済核燃料物質」とは、<u>照射施設において照射した核燃料物質及びJ M T R原子炉施設において中性子束の測定に使用した核燃料物質</u>をいう。</p> <p>(3) 「炉内」とは、J M T R原子炉施設の原子炉容器内の全域をいう。</p> <p>(4) 「基準水位」とは、<u>炉プール、カナル、S F C プール及びC F プール</u>の水位について、それぞれの水位尺の0 mmの水位をいう。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵に伴う取り扱い(以下、この編において「取扱作業」という。)を行う場合及び照射課長にあっては照射設備の運転操作を行ふ場合は、それぞれ、所管する施設の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の作業のために特定施設の運転が必要な場合は、特定施設の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 材料試験炉部長は、J M T R使用施設等に関して、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項</p> <p>(2) 別表第1に掲げる施設の運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の手引を定めるときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJ M T R 使用施設等の年間使用計画(以下この編において「年間使用計画」という。)を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量</p>	<p>第5編 J M T R の管理</p> <p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「未照射核燃料物質」とは、<u>照射していない核燃料物質(使用する前の中性子束測定用の核分裂計数管を含む。)</u>及び<u>照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質</u>をいう。</p> <p>(2) 「照射済核燃料物質」とは、<u>照射した核燃料物質(J M T R原子炉施設において中性子束測定用として使用を終了した核分裂計数管を含む。また、照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質を除く。)</u>をいう。</p> <p>(3) 「炉内」とは、J M T R原子炉施設の原子炉容器内の全域をいう。</p> <p>(4) 「基準水位」とは、<u>炉プール及びカナル</u>の水位について、それぞれの水位尺の0 mmの水位をいう。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵に伴う取り扱いを行ふ場合は、それぞれ、所管する施設の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の作業のために特定施設の運転が必要な場合は、特定施設の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 材料試験炉部長は、J M T R使用施設等に関して、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項</p> <p>(2) 別表第1に掲げる特定施設の運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の手引を定めるときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJ M T R 使用施設等の年間使用計画(以下この編において「年間使用計画」という。)を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>核燃料物質使用変更許可申請書(以下「使用変更許可申請書」という。)との整合を図るために変更</p> <p>照射試験を行わないため削除及び記載の適正化</p> <p>照射試験を行わないため別表第1から本体施設の設備を削除し、特定施設のみとする変更及び記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>(4) 取扱い方法の概略        (5) 定期事業者検査の予定期間        (6) 第<u>1_8</u>条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称及び予定期間        (7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合はその予定期間及び内容        2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。        3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第5条～第6条 (省略)</p> <p>第2章 使用の管理        第1節 使用上の制限        (使用上の制限)  <u>第7条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質の使用等を行う場合は、別表第3に掲げる使用上の制限値を超えないことを確認する。</u></p> <p>第2節 使用上の条件        (照射設備の警報の作動条件)  <u>第8条 照射課長は、照射設備について、使用実施計画で定めるところにより各照射設備の警報を設定する。ただし、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、これを変更し、又は解除することができる。</u></p> <p>(負圧の維持)  <u>第9条 原子炉課長は、別表第<u>5</u>に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、課長の依頼により核燃料取扱主務者の同意を得て、給排気系統を停止する場合はこの限りでない。</u></p> <p>(カナル等の水位の維持)  <u>第10条 原子炉課長は、炉プール、カナル及びSFCプールに核燃料物質を貯蔵している場合、炉プールにおいては基準水位より5400mm以上、カナル及びSFCプールにおいては基準水位より50mm以上、水位を低下させないように努める。</u>        2 原子炉課長は、周辺の線量当量率を考慮し、放射線被ばくの防護措置を講じた上で、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、前項の定めにかかわらず水位を変更できる。</p> <p>(カナル等の水質の維持)  <u>第11条 原子炉課長は、炉プール、カナル及びSFCプールの水質を別表第<u>6</u>に掲げる値に維持するよう努める。</u></p> <p>第3節 作業上の確認        (重要な設備等の操作)  <u>第12条 原子炉課長及び照射課長は、別表第1に掲げる保安上重要な設備等の操作については、第3条第1項の手引に</u></p>	<p>(4) 取扱い方法の概略        (5) 定期事業者検査の予定期間        (6) 第<u>1_9</u>条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称及び予定期間        (7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合はその予定期間及び内容        2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。        3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第5条～第6条 (変更なし)</p> <p>第2章 使用の管理        (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第1節 使用上の条件        (削る)</p> <p>(負圧の維持)  <u>第7条 原子炉課長は、別表第<u>4</u>に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、課長の依頼により核燃料取扱主務者の同意を得て、給排気系統を停止する場合はこの限りでない。</u></p> <p>(カナル等の水位の維持)  <u>第8条 原子炉課長は、炉プール及びカナルに核燃料物質を貯蔵している場合、炉プールにおいては基準水位より5400mm以上、カナルにおいては基準水位より50mm以上、水位を低下させないように努める。</u>        2 原子炉課長は、周辺の線量当量率を考慮し、放射線被ばくの防護措置を講じた上で、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、前項の定めにかかわらず水位を変更できる。</p> <p>(カナル等の水質の維持)  <u>第9条 原子炉課長は、炉プール及びカナルの水質を別表第<u>5</u>に掲げる値に維持するよう努める。</u></p> <p>第2節 作業上の確認        (重要な設備等の操作)  <u>第10条 原子炉課長は、別表第1に掲げる保安上重要な設備等の操作については、第3条第1項の手引に</u></p>	<p>条番号及び項番号の見直し（以下同じのため省略）</p> <p>照射試験を行わないため、第1節の「使用上の制限」を削除</p> <p>照射試験を行わないため削除</p> <p>条番号及び別表番号の繋上げ（以下同じのため省略）</p> <p>使用変更許可申請書との整合を図るため変更</p> <p>使用変更許可申請書との整合を図るため変更</p> <p>照射試験を行わないため</p>

変更前	変更後	備考
1項の手引に定めるところによりこれを行う。  <u>(使用開始前点検)</u> 第13条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行おうとする場合は、別表第7に掲げるところにより使用する装置ごとの点検を行うとともに、第2条第2項に基づき運転している特定施設が正常な状態であることを原子炉課長に確認する。.	定めるところによりこれを行う。  <u>(削る)</u>	照射課長を削除  照射試験を行わないため削除
(巡視) 第14条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行っている場合は、別表第1に掲げる照射設備の保安上重要な設備等を1日1回以上、巡視する。 なお、使用しない設備等については、これを省略することができる。	(巡視) 第11条 <u>(削る)</u>	照射試験を行わないため削除
2原子炉課長は、第2条第2項に基づき特定施設を運転している場合は、別表第1に掲げる特定施設の保安上重要な設備等を監視するとともに、1日1回以上巡視する。	原子炉課長は、第2条第2項に基づき特定施設を運転している場合は、別表第1に掲げる特定施設の保安上重要な設備等を監視するとともに、1日1回以上巡視する。	
<u>(使用停止後点検)</u> 第15条 照射課長は、前条第1項の照射試験を停止した場合は、別表第8に掲げるところにより点検する。	<u>(削る)</u>	照射試験を行わないため削除
第3章 保守管理 (計画停電時の措置) 第16条 原子炉課長及び照射課長は、計画停電のつど、J M T R施設の保安措置を検討し、材料試験炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。	第3章 保守管理 (計画停電時の措置) 第12条 原子炉課長は、計画停電のつど、J M T R施設の保安措置を検討し、材料試験炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。	照射試験を行わないため照射課長を削除
(施設管理目標の策定) 第16条の2 (省略)	(施設管理目標の策定) 第13条 (変更なし)	
(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第16条の3 (省略)	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第14条 (変更なし)	
(施設管理実施計画等の策定) 第16条の4 (省略)	(施設管理実施計画等の策定) 第15条 (変更なし)	
(保全活動の実施) 第16条の5 (省略)	(保全活動の実施) 第16条 (変更なし)	
(保全活動の有効性評価及び改善) 第16条の6 (省略)	(保全活動の有効性評価及び改善) 第17条 (変更なし)	
(定期事業者検査) 第17条 (省略)	(定期事業者検査) 第18条 (変更なし)	条番号の線下げ（以下同じのため省略）

変更前	変更後	備考
<p>(修理及び改造)</p> <p>第<u>18</u>条 照射課長は照射設備について、原子炉課長は本体施設（照射設備を除く。）及び特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 照射課長は照射設備について、原子炉課長は本体施設（照射設備を除く。）及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</li> <li>(2) 修理及び改造の内容</li> <li>(3) 担当者の氏名</li> <li>(4) 予定期間</li> </ul> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第<u>18</u>条の<u>2</u> (省略)</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第<u>19</u>条 原子炉課長及び照射課長は第<u>17</u>条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第<u>17</u>条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第<u>18</u>条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第<u>18</u>条の<u>2</u>の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>	<p>(修理及び改造)</p> <p>第<u>19</u>条 照射課長は照射準備室について、原子炉課長は本体施設（照射準備室を除く。）及び特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行おうことができる。</p> <p>2 照射課長は照射準備室について、原子炉課長は本体施設（照射準備室を除く。）及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</li> <li>(2) 修理及び改造の内容</li> <li>(3) 担当者の氏名</li> <li>(4) 予定期間</li> </ul> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第<u>20</u>条 (変更なし)</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第<u>21</u>条 原子炉課長及び照射課長は第<u>18</u>条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第<u>18</u>条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第<u>19</u>条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第<u>20</u>条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>	<p>照射試験を行わないため 記載の変更</p> <p>照射試験を行わないため 記載の変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第4章 核燃料物質の管理 (年間予定使用量)</p> <p>第20条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるところにより、別表<u>1-2</u>に掲げる年間予定使用量を超えないことについて、技術課長の確認を得た後、行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年内に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p> <p><u>(未照射核燃料物質の受入れ検査)</u></p> <p>第21条 核燃料管理者は、未照射核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項について、受入れ検査を行う。ただし、被覆されていない核燃料物質の受入れにあたっては、第2号に掲げる事項についての検査を除くものとする。</p> <p>(1) <u>核燃料物質の種類及び量</u></p> <p>(2) <u>表面汚染の測定</u></p> <p>(3) <u>外観及び寸法の検査</u></p> <p>(4) <u>核燃料物質の性状が固体であることの確認</u></p> <p><u>(核燃料物質の貯蔵)</u></p> <p>第22条 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするために、別表第4に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、設備ごとに同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる核的制限値を超えて貯蔵しない。</p> <p>2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第4に掲げる場所又は設備ごとに核的制限値を表示する。</p> <p>3 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。</p> <p>4 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。</p> <p><u>第5章 キャップセル等の管理</u></p> <p><u>(キャップセル等の製作)</u></p> <p>第23条 技術課長は、キャップセル等を設計及び製作する場合は、別表第3に掲げる事項のほか、キャップセル等設計基準及びキャップセル等検査基準に従って行う。</p> <p>2 技術課長は、製作したキャップセル等の安全性に係る資料を作成し、キャップセル等を原子炉に挿入する前までに、当該キャップセル等の安全性について材料試験炉部長の承認を受ける。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、J M T R キャップセル等審査委員会の意見を聴く。</p> <p><u>(キャップセル等の検査)</u></p>	<p>第4章 核燃料物質の管理 (年間予定使用量)</p> <p>第22条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるところにより、別表<u>第6</u>に掲げる年間予定使用量を超えないことについて、技術課長の確認を得た後、行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年内に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(核燃料物質の貯蔵)</u></p> <p>第23条 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするために、別表第3に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、設備ごとに同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵しない。 また、同表に掲げる核的制限値を超えて貯蔵しない。</p> <p>2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第3に掲げる場所又は設備ごとに核的制限値を表示する。</p> <p>3 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。</p> <p>4 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>核燃料物質の管理に係る記載の見直し</p> <p>記載の適正化</p> <p>照射試験を行わないため第5章の「キャップセル等の管理」を削除</p>

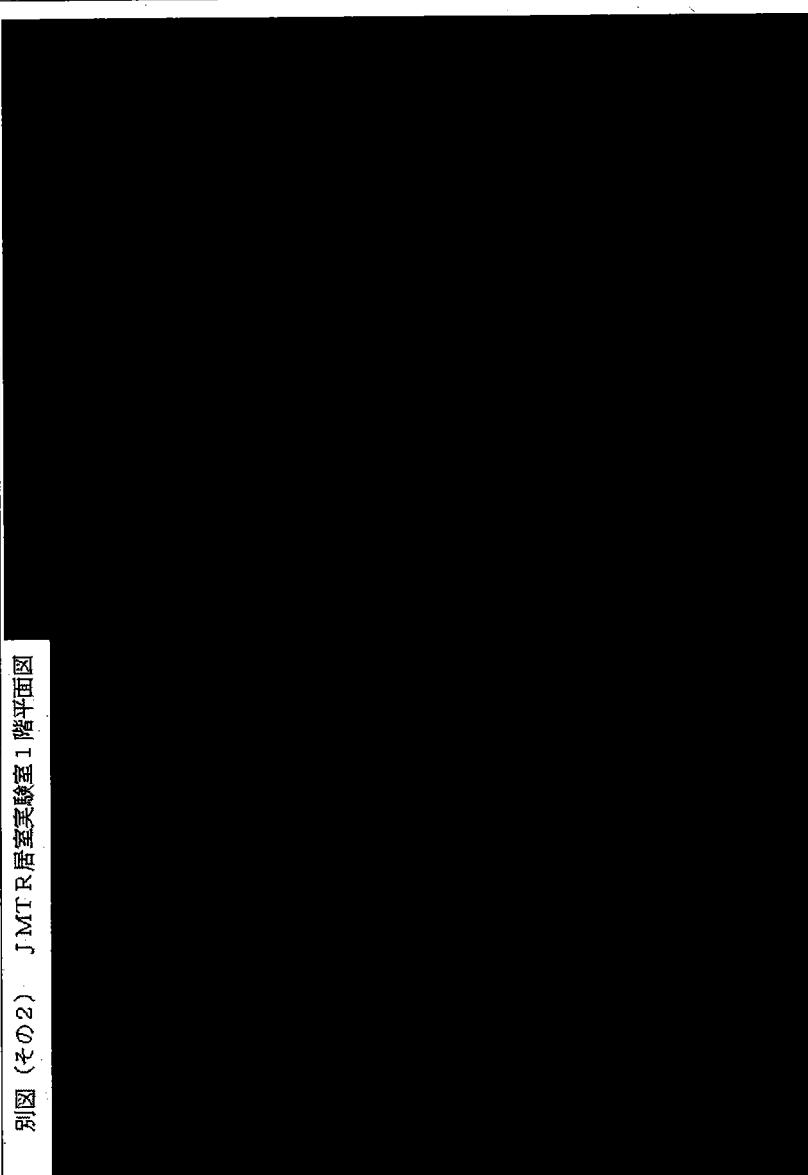
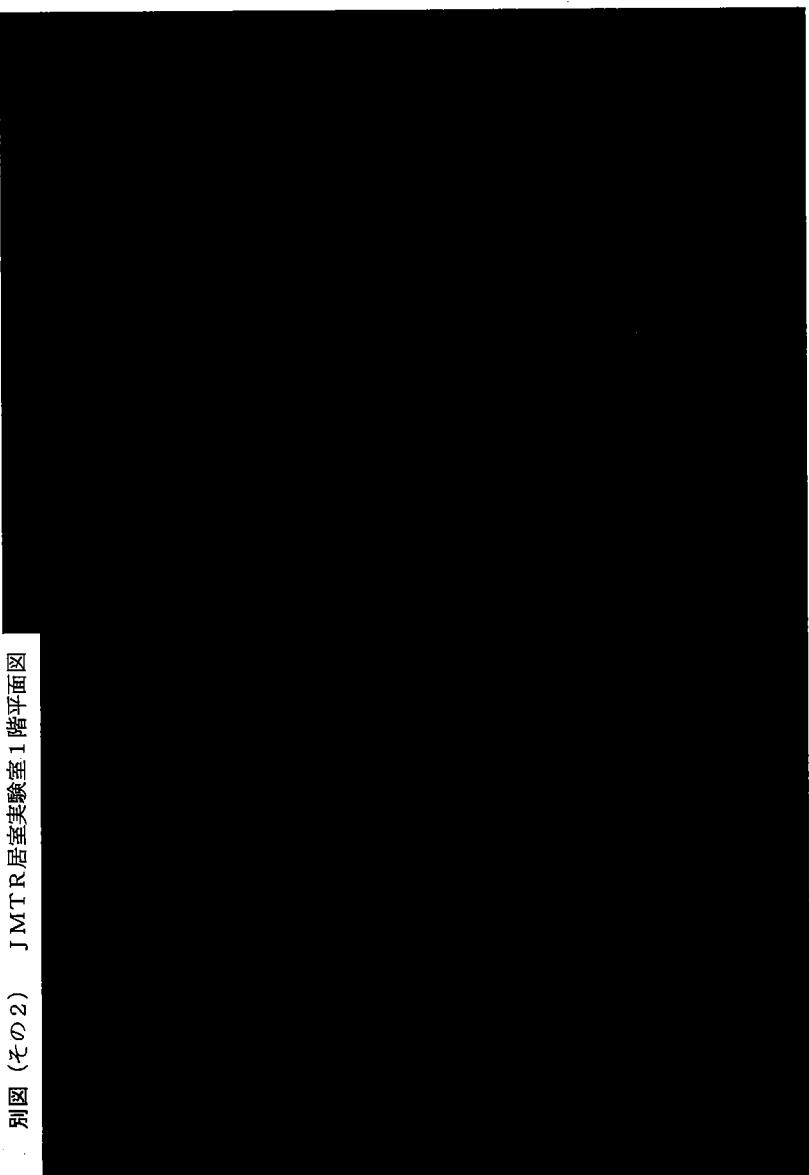
変更前	変更後	備考
<p><u>第24条 原子炉課長は、キャップセル等検査基準に従って、キャップセル等の製作過程、完成時及び受入時に検査を行う。</u>  <u>(キャップセル等の挿入及び取り出し)</u></p> <p><u>第25条 照射課長は、核燃料物質を使用するキャップセル等を炉内に挿入しようとする場合は、キャップセル等の表面に有害な腐食、傷痕、歪み等のないことを確認する。</u></p> <p><u>2 照射課長は、キャップセルを炉内に挿入した場合及びOSF-1キャップセルを炉内に挿入しようとする場合は、キャップセル又はOSF-1キャップセルに付属する機器の接続について、導通検査及び漏えい検査を行い、保安上支障のないことを確認する。</u></p> <p><u>3 照射課長は、核燃料物質を使用するキャップセル等を炉内へ挿入しようとする場合又は炉内から取り出そうとする場合は、原子炉課長に通報する。</u></p> <p><u>(照射済のキャップセル等の引渡し)</u></p> <p><u>第26条 照射課長は、照射済のキャップセル等を照射後試験のためホットラボへ引き渡そうとする場合は、ホットラボ課長の同意を得た後に行う。</u></p> <p><u>2 照射課長は、照射済のキャップセル等を照射依頼者に引き渡そうとする場合は、輸送容器の表面及び表面から1mの線量当量率並びに表面密度を測定し、記録する。</u></p> <p><u>(キャップセル等の所在管理)</u></p> <p><u>第27条 技術課長は、キャップセル等について、受入れから照射後引渡しまでの間、その所在の一元的把握を行う。</u></p> <p><u>2 照射課長は、キャップセル等の受入れ、引渡し又は移動をした場合は、そのつど技術課長に通知する。</u></p> <p><u>第6章 異常時の措置</u></p> <p><u>第1節 警報が作動した場合の措置</u></p> <p><u>(警報が作動した場合の措置)</u></p> <p><u>第28条 原子炉課長及び照射課長は、所管する施設等に係る警報が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</u></p> <p><u>2 原子炉課長及び照射課長は、前項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、相互に通報する。</u></p> <p><u>3 照射課長は、第1項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合、又は前項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通報する。</u></p> <p><u>(負圧の維持ができなくなった場合の措置)</u></p> <p><u>第29条 原子炉課長は、第9条に定める負圧の維持ができなくなった場合は、その原因及び状況を調査し、</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(照射済核燃料物質の引渡し)</p> <p><u>第24条 原子炉課長及び照射課長は、照射済核燃料物質をホットラボへ引き渡そうとする場合は、ホットラボ課長の同意を得た後に行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(核燃料物質の所在管理)</p> <p><u>第25条 技術課長は、核燃料物質について、受入れから引渡しまでの間、その所在の一元的把握を行う。</u></p> <p><u>2 原子炉課長及び照射課長は、照射済核燃料物質の引渡し又は移動をした場合は、そのつど技術課長に通知する。</u></p> <p><u>第5章 異常時の措置</u></p> <p><u>第1節 警報が作動した場合の措置</u></p> <p><u>(警報が作動した場合の措置)</u></p> <p><u>第26条 原子炉課長は、所管する施設等に係る警報が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(負圧の維持ができなくなった場合の措置)</u></p> <p><u>第27条 原子炉課長は、第7条に定める負圧の維持ができなくなった場合は、その原因及び状況を調査し、</u></p>	<p>核燃料物質及びキャップセル等の管理に係る記載の見直しのため、以下、第4章の「核燃料物質の管理」として対応する。      使用変更許可申請書との整合を図るために削除      条番号の繰上げ（以下同じのため省略）      核燃料物質の管理に係る記載の見直し及び記載の適正化</p> <p>核燃料物質及びキャップセル等の管理に係る記載の見直し      条番号の繰上げ</p> <p>照射試験を行わないため      照射課長を削除      照射試験を行わないため      削除</p> <p>照射試験を行わないため      削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>別表第<u>5</u>に掲げる維持基準値へ復旧させるための措置を講ずる。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、照射課長に通報する。</p> <p>3 照射課長は、前項の通報を受けた場合は、<u>取扱作業及び照射試験</u>を中止する等の措置を講ずるとともに核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡回及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第<u>30</u>条 J M T R 使用施設等の巡回並びに第<u>31</u>条の<u>2</u>の地震又は火災時の点検において異常を発見した者は、施設管理者又は管理区域管理者に通報する。</p> <p>2 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>3 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の調査の結果、その異常が核燃料物質の使用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、材料試験炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けたときは、J M T R の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置 (キャプセル等の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第<u>31</u>条 照射課長は、第<u>25</u>条第<u>1</u>項及び同条第<u>2</u>項の点検の結果、異常を認めた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を材料試験炉部長に報告する。</p> <p>(1) 異常なキャプセル等と正常なキャプセル等とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。</p> <p>(2) 汚染がある場合は、放射線管理第<u>2</u>課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>2 照射課長は、放射性ガスを放出するおそれのある破損したキャプセル等を炉内から取り出す場合は、これを所定の容器に封入する。</p> <p>第4節 地震又は火災時の措置 (地震又は火災時の措置)</p> <p>第<u>31</u>条の<u>2</u> (省略)</p> <p>第7章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第<u>32</u>条 J M T R に係る管理区域の区分は、別図に示すとおりとする。</p> <p>2 材料試験炉部長は、照射準備室とJ M T R 炉室とを結ぶトラック通路により未照射核燃料物質を運搬する場合は、当該通路を当該作業に必要な時間に限って第2種管理区域に設定する。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第<u>33</u>条 第2編第<u>32</u>条第<u>1</u>項に規定するJ M T R に係る放射線測定機器は、別表第<u>13</u>及び別表第<u>14</u>に掲げるとおりとする。</p>	<p>別表第<u>4</u>に掲げる維持基準値へ復旧させるための措置を講ずる。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、照射課長に通報する。</p> <p>3 照射課長は、前項の通報を受けた場合は、<u>核燃料物質等を取り扱う作業を中止する等の措置</u>を講ずるとともに核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡回及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第<u>28</u>条 J M T R 使用施設等の巡回並びに第<u>29</u>条の地<small>震</small>又は火災時の点検において異常を発見した者は、施設管理者又は管理区域管理者に通報する。</p> <p>2 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>3 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の調査の結果、その異常が核燃料物質の使用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、材料試験炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、J M T R の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置 (地震又は火災時の措置)</p> <p>第<u>29</u>条 (変更なし)</p> <p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第<u>30</u>条 J M T R に係る管理区域の区分は、別図に示すとおりとする。</p> <p>2 材料試験炉部長は、照射準備室とJ M T R 炉室とを結ぶトラック通路により未照射核燃料物質を運搬する場合は、当該通路を当該作業に必要な時間に限って第2種管理区域に設定する。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第<u>31</u>条 第2編第<u>32</u>条第<u>1</u>項に規定するJ M T R に係る放射線測定機器は、別表第<u>7</u>及び別表第<u>8</u>に掲げるとおりとする。</p>	<p>照射試験を行わないため記載の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>核燃料物質及びキャプセル等の管理に係る記載の見直しのため、第3節の「キャプセル等の異常を認めた場合の措置」を削除</p> <p>節の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考																								
<p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第3_4条 放射線管理第2課長は、別表第1_5に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p>	<p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第3_2条 放射線管理第2課長は、別表第9に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p>																									
別表第1 保安上重要な設備等（第3条、第1_2条、第1_4条関係）	別表第1 保安上重要な設備等（第3条、第1_0条、第1_1条関係）																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>設備等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本体施設</td><td>(1) キャブセル照射装置</td></tr> <tr><td>(2) BOCA照射装置</td></tr> <tr><td>(3) OSF-1照射装置</td></tr> <tr><td>(4) 水力ラビット照射装置</td></tr> <tr> <td rowspan="5">特定施設</td><td>(1) 電源設備</td></tr> <tr><td>(2) 原子炉建家排気設備</td></tr> <tr><td>(3) 居室実験室建家排気設備</td></tr> <tr><td>(4) タンクヤード</td></tr> <tr><td>(5) ホット機械室</td></tr> </tbody> </table>	施設	設備等	本体施設	(1) キャブセル照射装置	(2) BOCA照射装置	(3) OSF-1照射装置	(4) 水力ラビット照射装置	特定施設	(1) 電源設備	(2) 原子炉建家排気設備	(3) 居室実験室建家排気設備	(4) タンクヤード	(5) ホット機械室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>設備等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(削る)</td><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">特定施設</td><td>(1) 電源設備</td></tr> <tr><td>(2) 原子炉建家排気設備</td></tr> <tr><td>(3) 居室実験室建家排気設備</td></tr> <tr><td>(4) タンクヤード</td></tr> <tr><td>(5) ホット機械室</td></tr> </tbody> </table>	施設	設備等	(削る)			特定施設	(1) 電源設備	(2) 原子炉建家排気設備	(3) 居室実験室建家排気設備	(4) タンクヤード	(5) ホット機械室	照射試験を行わないため、別表第1から本体施設の設備を削除し、特定施設のみとする。
施設	設備等																									
本体施設	(1) キャブセル照射装置																									
	(2) BOCA照射装置																									
	(3) OSF-1照射装置																									
	(4) 水力ラビット照射装置																									
特定施設	(1) 電源設備																									
	(2) 原子炉建家排気設備																									
	(3) 居室実験室建家排気設備																									
	(4) タンクヤード																									
	(5) ホット機械室																									
施設	設備等																									
(削る)																										
特定施設	(1) 電源設備																									
	(2) 原子炉建家排気設備																									
	(3) 居室実験室建家排気設備																									
	(4) タンクヤード																									
	(5) ホット機械室																									
別表第2 使用実施計画記載事項（第5条関係）	別表第2 使用実施計画記載事項（第5条関係）																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用の開始及び終了の期日</td></tr> <tr> <td>(2) 使用場所（照射設備にあつては装置名）</td></tr> <tr> <td>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量</td></tr> <tr> <td>(4) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに照射設備にあつては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。）</td></tr> </tbody> </table>	記載事項	(1) 使用の開始及び終了の期日	(2) 使用場所（照射設備にあつては装置名）	(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量	(4) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに照射設備にあつては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用の開始及び終了の期日</td></tr> <tr> <td>(2) 使用場所</td></tr> <tr> <td>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量</td></tr> <tr> <td>(4) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項を含む。）</td></tr> </tbody> </table>	記載事項	(1) 使用の開始及び終了の期日	(2) 使用場所	(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量	(4) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項を含む。）	照射試験を行わないため削除 照射試験を行わないため削除														
記載事項																										
(1) 使用の開始及び終了の期日																										
(2) 使用場所（照射設備にあつては装置名）																										
(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量																										
(4) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに照射設備にあつては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。）																										
記載事項																										
(1) 使用の開始及び終了の期日																										
(2) 使用場所																										
(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量																										
(4) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項を含む。）																										
別表第3 照射設備の使用上の制限値（第7条、第2_3条関係）	(削る)	照射試験を行わないため、別表第3の「照射設備の使用上の制限値」を削除																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置名</th><th>核燃料物質挿入限度量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャブセル照射装置</td><td><math>^{235}\text{U}</math>量</td></tr> <tr><td>100 g (1本当たり)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">BOCA照射装置及び OSF-1照射装置</td><td><math>^{239}\text{Pu}</math>、<math>^{233}\text{U}</math>及びThの総量</td></tr> <tr><td>50 g (1本当たり)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水力ラビット照射装置</td><td>16 g (1本当たり)</td></tr> <tr><td>使用しない</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水力ラビット照射装置</td><td>20 g (同時に照射する試料当たり)</td></tr> <tr><td>20 g (同時に照射する試料当たり)</td></tr> </tbody> </table>	装置名	核燃料物質挿入限度量	キャブセル照射装置	$^{235}\text{U}$ 量	100 g (1本当たり)	BOCA照射装置及び OSF-1照射装置	$^{239}\text{Pu}$ 、 $^{233}\text{U}$ 及びThの総量	50 g (1本当たり)	水力ラビット照射装置	16 g (1本当たり)	使用しない	水力ラビット照射装置	20 g (同時に照射する試料当たり)	20 g (同時に照射する試料当たり)												
装置名	核燃料物質挿入限度量																									
キャブセル照射装置	$^{235}\text{U}$ 量																									
	100 g (1本当たり)																									
BOCA照射装置及び OSF-1照射装置	$^{239}\text{Pu}$ 、 $^{233}\text{U}$ 及びThの総量																									
	50 g (1本当たり)																									
水力ラビット照射装置	16 g (1本当たり)																									
	使用しない																									
水力ラビット照射装置	20 g (同時に照射する試料当たり)																									
	20 g (同時に照射する試料当たり)																									
注記：(1) Thの挿入限度量は、中性子照射により生成される $^{233}\text{U}$ 量に換算する。 (2) BOCA照射装置を使用して、再照射試験を行う照射済燃料は、最大燃焼度110 GWd/t-U、冷却日数180日相当の放射能量のものとする。 (3) OSF-1照射装置の $^{235}\text{U}$ の核燃料物質挿入限度量は、BOCA照射装置の核燃料物質挿入限度量に依存する。 (4) キャブセル等の挿入、取出、引渡しにあたっては、一度に取扱う核燃料物質( $^{233}\text{U}$ 、 $^{235}\text{U}$ 及び $^{239}\text{Pu}$ に限る。)の合計質量が核的制限値である2.6 kgを超えないこと。																										

変更前	変更後	備考										
<p>別表第4 核燃料物質の貯蔵の制限値（第<u>2.2</u>条関係） (省略)</p> <p>別表第5 負圧の維持基準（第<u>9</u>条、第<u>2.9</u>条関係） (省略)</p> <p>別表第6 カナル水の水質維持基準（第<u>1.1</u>条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>維持基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉プール、カナル及びSFCプールの水質</td><td>(1) 電気伝導率 <math>2 \mu S/cm</math>以下 (2) pH 5.5~7.0</td></tr> </tbody> </table>	項目	維持基準値	炉プール、カナル及びSFCプールの水質	(1) 電気伝導率 $2 \mu S/cm$ 以下 (2) pH 5.5~7.0	<p>別表第3 核燃料物質の貯蔵の制限値（第<u>2.3</u>条関係） (変更なし)</p> <p>別表第4 負圧の維持基準（第<u>7</u>条、第<u>2.7</u>条関係） (変更なし)</p> <p>別表第5 カナル水の水質維持基準（第<u>9</u>条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>維持基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉プール及びカナルの水質</td><td>(1) 電気伝導率 <math>2 \mu S/cm</math>以下 (2) pH 5.5~7.0</td></tr> </tbody> </table>	項目	維持基準値	炉プール及びカナルの水質	(1) 電気伝導率 $2 \mu S/cm$ 以下 (2) pH 5.5~7.0			
項目	維持基準値											
炉プール、カナル及びSFCプールの水質	(1) 電気伝導率 $2 \mu S/cm$ 以下 (2) pH 5.5~7.0											
項目	維持基準値											
炉プール及びカナルの水質	(1) 電気伝導率 $2 \mu S/cm$ 以下 (2) pH 5.5~7.0											
別表第7 照射設備の使用開始前の点検（第 <u>1.3</u> 条関係）	(削る)	照射試験を行わないため、別表第7の「照射設備の使用開始前の点検」を削除										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置</th><th>点検項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャップセル照射装置</td><td>(1) 電源の確認 (2) ガス供給の確認</td></tr> <tr> <td>Boca照射装置</td><td>(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認</td></tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td><td>(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認 (3) UCLの確認</td></tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td><td>(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認</td></tr> </tbody> </table>	装置	点検項目	キャップセル照射装置	(1) 電源の確認 (2) ガス供給の確認	Boca照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認	OSF-1照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認 (3) UCLの確認	水カラビット照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認		
装置	点検項目											
キャップセル照射装置	(1) 電源の確認 (2) ガス供給の確認											
Boca照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認											
OSF-1照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認 (3) UCLの確認											
水カラビット照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認											
別表第8 照射設備の停止後点検（第 <u>1.5</u> 条関係）	(削る)	照射試験を行わないため、別表第8の「照射設備の停止後点検」を削除										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置</th><th>点検項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャップセル照射装置</td><td>(1) 電源断</td></tr> <tr> <td>Boca照射装置</td><td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td></tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td><td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td></tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td><td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td></tr> </tbody> </table>	装置	点検項目	キャップセル照射装置	(1) 電源断	Boca照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	OSF-1照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	水カラビット照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断		
装置	点検項目											
キャップセル照射装置	(1) 電源断											
Boca照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断											
OSF-1照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断											
水カラビット照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断											
別表第9 削除	(削る)	記載の適正化										
別表第10 削除	(削る)	記載の適正化										

変更前	変更後	備考
別表第1_1 削除	(削る)	記載の適正化
別表第1_2 核燃料物質の年間予定使用量（第 <u>2_0</u> 条関係） (省略)	別表第6 核燃料物質の年間予定使用量（第 <u>2_2</u> 条関係） (変更なし)	
別表第1_3 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第 <u>3_3</u> 条関係） (省略)	別表第7 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第 <u>3_1</u> 条関係） (変更なし)	
別表第1_4 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第 <u>3_3</u> 条関係） (省略)	別表第8 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第 <u>3_1</u> 条関係） (変更なし)	
別表第1_5 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第 <u>3_4</u> 条関係） (省略)	別表第9 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第 <u>3_2</u> 条関係） (変更なし)	
別図（その1）（省略）	別図（その1）（変更なし）	

変更前	変更後	備考
	 <p>別図 (その2) J-MTR 居室実験室 1階平面図</p>	使用変更許可申請書との整合を図るため変更

変更前	変更後	備考
 別図(その3) JMTR照射準備室及び燃料管理室平面図  別図(その4)～別図(その13) (省略)	 別図(その3) JMTR照射準備室及び燃料管理室平面図  別図(その4)～別図(その13) (変更なし)	使用変更許可申請書との整合を図るため変更

## 第6編 ホットラボの管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第6編 ホットラボの管理 第1条～第24条 (省略) 別表第1～別表第16 (省略) 別図(その1)～別図(その4) (省略)	第6編 ホットラボの管理 第1条～第24条 (変更なし) 別表第1～別表第16 (変更なし) 別図(その1)～別図(その4) (変更なし)	

## 第7編 燃料研究棟の管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第7編 燃料研究棟の管理 第1条～第25条 (省略) 別表第1の1～別表第12 (省略) 別図 (省略)	第7編 燃料研究棟の管理 第1条～第25条 (変更なし) 別表第1の1～別表第12 (変更なし) 別図 (変更なし)	

## 第8編 H T T R の管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第8編 HTTRの管理	第8編 HTTRの管理	
第1条～第25条 (省略)	第1条～第25条 (変更なし)	
別表第1～別表第10 (省略)	別表第1～別表第10 (変更なし)	
別図第1(その1)～別図第1(その7) (省略)	別図第1(その1)～別図第1(その7) (変更なし)	

## 附 則

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p>	附則の追加